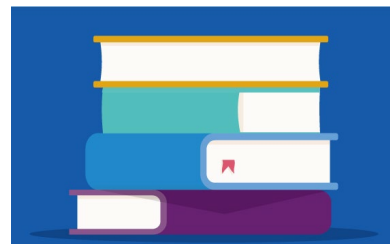


August 2019 No.19-9

会計・監査ダイジェスト

会計及び監査を巡る動向 2019年8月号

会計・監査ダイジェストは、日本基準、国際基準、修正国際基準及び米国基準の会計及び監査の主な動向についての概要を記載したものです。



ハイライト

- ◆ **【米国基準】非公開企業（営利企業及び非営利企業）に対する「リース（トピック842）」の適用時期を1年間繰り延べることを提案するASU案が公表されました。**
- ◆ **【米国基準（監査関連）】米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）から、最近公表された監査基準の改訂に関連して、スタッフ・ガイダンスが公表されました。**

目次

- **【国際基準】公開草案（ED/2019/6）「会計方針の開示（IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂案）」の公表**
- **【米国基準】ASU案「金融商品-信用損失（トピック326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック815）及びリース（トピック842）：適用日」の公表**
- **【米国基準】ASU案「金融サービス-保険（トピック944）：適用日」の公表**
- **【米国基準（監査関連）】監査基準の改訂に関するPCAOBスタッフ・ガイダンスの公表**

1. 日本基準

新たな基準・公開草案等の公表として、今月、特にお知らせする事項はありません。

日本基準についての詳細な情報、過去情報は[あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）](#)へ

2. 国際基準

■会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会）

【公開草案】

IASB、公開草案（ED/2019/6）「会計方針の開示（IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂案）」を公表（2019年8月1日）

財務諸表利用者を含む利害関係者からIASBに対して、「会計方針の開示が有用ではない主な原因は、会計方針に重要性の概念を適用することが難しいためである。会計方針に重要性があるかどうかを判断するためのガイダンスをIASBが作れば有用であろう。」との意見が寄せられていた。

本公開草案は下記を目的として、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の改訂を提案している。なお、IFRS実務記述書第2号は強制力のないガイダンスである。

- 財務諸表の主要な利用者にとって重要性のある情報を提供するすべての会計方針を企業が特定し、開示するために役立つ。
- 企業が重要性のない会計方針を特定し、それらを財務諸表から取り除くために役立つ。

改訂提案の内容は以下のとおりである。

1. IAS第1号第117項で使用されている表現「重要な（significant）」を「重要性がある（material）」に置き換え、会計方針における「重要性がある（material）」の概念を記述する。
2. 新設するIAS第1号第117A項において、
 - ①「重要性のない取引その他の事象又は状況に関連する会計方針は、それ自体に重要性がないため開示する必要はない」旨
 - ②「重要性のある取引その他の事象又は状況に関連する会計方針の全てに重要性があるとは限らない」旨を明確化する。
3. 新設するIAS第1号第117B項において、会計方針が財務諸表にとって重要性があると考えられる可能性が高い場合を例示している。
4. 新設するIAS第1号第117C項において、「企業がIFRS基準の規定を自社の状況にどのように適用したかに焦点を当てた会計方針に関する情報は、財務諸表の利用者に有用な企業特有の情報を提供する」旨を明確化する。

5. 新設するIAS第1号第117D項において、「企業が会計方針に重要性がないと結論付けた場合であっても、IFRS基準で要求されるその他の情報に重要性があるのであれば、企業はそれらの情報を開示しなければならない。」旨を明確化する。
6. 会計方針の開示について意思決定する際に重要性の概念がどのように適用されるかを説明するため、IFRS実務記述書第2号に次の2つの設例を追加する。

設例S—定型的な会計方針の開示を避け、重要性に関する判断を行い、企業に特有の情報に焦点を当てた

設例T—IFRS基準の規定を書き写していただけた会計方針に重要性の判断を適用した
7. 本改訂は将来に向かって適用しなければならない。早期適用する企業は、その旨を開示しなければならない。

コメントの締切りは2019年11月29日である。

あずさ監査法人の関連資料： [ポイント解説速報（2019年8月7日発行）](#)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は[あずさ監査法人のウェブサイト（IFRS）](#)へ

3. 修正国際基準

新たな基準・公開草案等の公表として、今月、特にお知らせする事項はありません。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は[あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）](#)へ

4. 米国基準

■会計基準等の公表（米国財務会計基準審議会（FASB））

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

(1) ASU案「金融商品-信用損失（トピック326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック815）並びにリース（トピック842）：適用日」の公表（2019年8月15日 FASB）

米国基準では近年主要なASUの公表が相次いでおり、中小規模の企業を中心にリソース不足その他の課題が顕在化している。これに対応するため、[本ASU案](#)は、以下のASUについて、一部の企業の適用日を見直すことを提案するものである。

- [ASU 第 2016-13 号「金融商品-信用損失（トピック 326）：金融商品に係る信用損失の測定」](#)
- SEC登録企業については現行2019年12月16日以降開始する事業年度及びその期中期間からの適用が要求されているが、その対象から小規模登録企業を除外する。
- SEC登録企業（小規模登録企業を除く）以外の企業については適用時期を2022年12月16日以降開始する事業年度及びその期中期間に繰り延べる

- [ASU 第 2017-12 号「デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）：ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」](#)
 - [ASU 第 2016-02 号「リース（トピック 842）」](#)
- 非公開企業（営利企業及び非営利企業）についての適用時期を2020年12月16日以降開始する事業年度末（期中期間については2021年12月16日以降開始する事業年度から）に繰り延べる。
- 公開企業はすでに2018年12月16日以降開始する事業年度で適用しており、適用日の変更はない。

上記は、企業を2つのグループに分け、小規模登録企業を除くSEC登録企業の新ASUの適用時期とそれ以外の企業との間に原則として2年以上の間隔を設けるとの基本的な考え方を提唱するものである。ただし、早期適用はすべての企業について認めることが提案されている。

この公開草案の内容で確定した場合、日本基準適用企業においても、米国等に重要な在外子会社がある場合には、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」を通じての影響が想定される。

コメントの締切りは2019年9月16日である。

あずさ監査法人の関連資料：[Defining issues（英語）](#)

(2) ASU案「金融サービス—保険（トピック944）：適用日」の公表（2019年8月21日 FASB）

本ASU案は、[ASU第2018-12号「金融サービス—保険（トピック944）：長期保険契約の改訂」](#)の適用開始日を延期することを提案している。提案に当たっては、上記（1）で提案されている基本的な考え方が適用されている。ASU第2018-12号の早期適用は引き続き認めることが提案されている。

変更前のASU第2018-12号の適用時期		本ASU案で提案されているASU第2018-12号の適用時期	
公開の営利企業	2020年12月16日以降開始する事業年度及びその期中期間	SEC登録企業（小規模登録企業を除く）	2021年12月16日以降開始する事業年度及びその期中期間
それ以外の企業	2021年12月16日以降開始する事業年度末 (期中期間については2022年12月16日以降開始する事業年度から)	それ以外の企業	2023年12月16日以降開始する事業年度末 (期中期間については2024年12月16日以降開始する事業年度から)

コメントの締切りは2019年9月20日である。

あずさ監査法人の関連資料：[Defining issues（英語）](#)

■監査関連

PCAOB、監査基準の改訂に関するスタッフ・ガイダンスを公表

米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）は2019年8月22日、最近公表された監査基準の改訂に関連して、以下のスタッフ・ガイダンス（以下、「本ガイダンス」）を[公表](#)した。

- 「会計上の見積りの監査」
- 「金融商品の公正価値の監査」
- 「監査人の専門家の業務の監視又は利用」
- 「会社の専門家の業務の利用」

本ガイダンスは、2018年12月20日にPCAOBより公表されたAS2501「会計上の見積り（公正価値測定を含む。）の監査」、AS1105「監査証拠」、AS1210「監査人が契約(engage)した専門家の業務の利用」や関連する基準に対する改訂のうち、重要な点をハイライトするものである。

なお、これらの監査基準は、2020年12月15日以降に終了する事業年度に係る財務諸表監査から適用される。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は[あずさ監査法人のウェブサイト（米国基準）](#)へ

■ 関連資料紹介

- [IFRS要約期中財務諸表ガイド - 開示チェックリスト \(2019年4月版\)](#)
- [IFRS財務諸表ガイド - 銀行業の開示例 \(2018年12月版\)](#)
- [【書籍】 詳細解説 IFRS開示ガイドブック \(第2版\)](#)
- [【書籍】 図解 収益認識基準のしくみ](#)
- [【書籍】 論点で学ぶ国際財務報告基準 \(IFRS\)](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



home.kpmg/jp/socialmedia

■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

home.kpmg/jp/search-tool



会計・監査コンテンツ アーカイブ

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

年	<input type="checkbox"/> 2018 <input type="checkbox"/> 2017 <input type="checkbox"/> 2016 <input type="checkbox"/> 2015 <input type="checkbox"/> 2014 <input type="checkbox"/> 2013 <input type="checkbox"/> 2012年以前
会計基準	<input type="checkbox"/> 日本基準 <input type="checkbox"/> 修正国際基準 <input type="checkbox"/> IFRS <input type="checkbox"/> 米国基準
トピック	<input type="checkbox"/> 基準全般 <input type="checkbox"/> 概念フレームワーク <input type="checkbox"/> 初年度適用 <input type="checkbox"/> 難卸資産 <input type="checkbox"/> 有形固定資産 <input type="checkbox"/> 無形資産 <input type="checkbox"/> 引当金 <input type="checkbox"/> 退職給付 <input type="checkbox"/> 株式報酬 <input type="checkbox"/> 資本 <input type="checkbox"/> 収益 <input type="checkbox"/> 税金・税効果 <input type="checkbox"/> 企業結合・共通支配下取引 <input type="checkbox"/> 連結・持分法 <input type="checkbox"/> 金融商品 <input type="checkbox"/> 減損・公正価値測定 <input type="checkbox"/> 外貨換算 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 保険契約 <input type="checkbox"/> 表示・開示 <input type="checkbox"/> 期中報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 法令・制度 <input type="checkbox"/> その他
業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> インフラストラクチャー <input type="checkbox"/> 消費財・小売・食品 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 製薬 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他製造 <input type="checkbox"/> エネルギー <input type="checkbox"/> 運輸・物流 <input type="checkbox"/> 情報 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 商社・卸売 <input type="checkbox"/> 流通・小売 <input type="checkbox"/> 金融 <input type="checkbox"/> プライベートエージェンシー <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> ヘルスケア <input type="checkbox"/> パブリックセクター <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> ホスピタリティ <input type="checkbox"/> メディア <input type="checkbox"/> グローバルジャバニーズプラクティス <input type="checkbox"/> 中堅企業 <input type="checkbox"/> 新興国
タイトル	<input type="text"/>

1 - 10件 / 1147件

発行日 ▼	タイトル
2018年4月25日	IFRICニュース
2018年4月23日	金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループに係る意見募集を開始
2018年4月20日	IFRS実務トピックニュースレター〜銀行業〜 (2018-01) LIBOR改革が会計処理に与える影響
2018年4月20日	Q&A - 米国税制改革、KPMGのハンドブック「法人所得税の会計処理」の補足 (英語) (米国基準)
2018年4月18日	日本基準 平成30年3月期決算の留意事項 - チェックリスト

■ KPMG 会計・監査 AtoZ

アプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計・監査情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

KPMGジャパンウェブサイトのアプリ紹介ページ

home.kpmg/jp/kpmg-atoz



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、
あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ ([Link](#))
- 日本基準 ([Link](#))
- 修正国際基準 ([Link](#))
- IFRS ([Link](#))
- 米国基準 ([Link](#))